

総 税 市 第 13 号
平成 22 年 3 月 19 日

各 道 府 県 総 務 部 長 }
東京 都 総 務 局 長 ・ 主 税 局 長 } 殿

総務省自治税務局市町村税課長

国民年金保険料未納者対策に係る日本年金機構への協力について（通知）

国民年金保険料未納者対策に係る社会保険庁への協力については、平成 16 年 9 月 6 日付総税市第 33 号「国民年金保険料未納者対策及び社会保険料控除の適正化について」（総務省自治税務局市町村税課長通知）で通知したところであり、各市区町村においては、所得情報の社会保険事務所への提供にご協力をいただいていたところです。

今般、日本年金機構法の施行により、平成 22 年 1 月 1 日をもって、社会保険庁が廃止され新たに日本年金機構が発足し、これに伴い、全国の社会保険事務所が年金事務所に改められ、厚生労働大臣の委託を受け、日本年金機構が国民年金保険料の徴収事務を行うこととなったところ、日本年金機構に対する国民年金保険料未納者対策に係る所得情報の提供につき、厚生労働省年金局事業管理課長から別添のとおり協力依頼がありました。

各市区町村におきましては、年金事務所から所得情報の提供を求められた場合、日本年金機構については国民年金法第 109 条の 4 により資料の提供の求め等の権限が厚生労働大臣から委任されていること、日本年金機構法第 25 条により機構役職員には守秘義務が課せられていること、所得情報の日本年金機構への提供に係る費用については、国民年金等事務取扱交付金により必要な財政措置を行うこととされていること等を勘案し、これまでと同様に積極的な協力をお願いいたしたく、貴都道府県内の市区町村に対して、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

年管管発 0311 第 1 号
平成 22 年 3 月 11 日

総務省自治税務局市町村税課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

市区町村から日本年金機構に対する国民年金保険料未納者対策に係る所得関係情報の提供について（依頼）

これまで社会保険庁においては、国民年金保険料の未納者等に対する強制徴収及び免除勧奨を効果的に行うために、対象者の所得情報を活用してきました。平成 16 年 9 月に総務省、国税庁及び社会保険庁の三省庁合意に基づき発出された通知により、各市区町村と社会保険事務所の間で協議を行った上で、社会保険事務所において市区町村から所得情報の提供を受けてきたところです。

今般、日本年金機構法の施行により、平成 22 年 1 月 1 日をもって、社会保険庁が廃止され、年金の業務は日本年金機構が引き継ぐことになりました。

つきましては、国民年金保険料の強制徴収及び免除勧奨を行うため、日本年金機構においても、市区町村からの所得情報の提供をこれまで同様に受けられるよう、貴課から市区町村に対して協力要請の通知を発出していただきますようお願いいたします。

なお、日本年金機構の設立後における年金関係業務の権限委任等については、下記のとおりとなっています。

記

(1) 日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

従来社会保険庁で行っていた業務の権限については、厚生労働大臣の権限とされるとともに、実際の権限行使については、厚生労働大臣から日本年金機構に委任されており、所得情報の提供の求めに係る事務についても、国民年金法第 108 条第 2 項及び第 109 条の 4 第 1 項第 30 号に基づき日本年金機構（年金事務所）が事務を実施することとされていること。

(2) 費用の措置

市区町村が所得情報を提供するためにかかる費用については、市区町村との協力・連携に必要な費用として、国民年金等事務取扱交付金により必要な財政措置を行うこととなっていること。

(3) 日本年金機構職員の守秘義務

日本年金機構法第 25 条により日本年金機構役職員には守秘義務が課せられ、同法第 57 条により国家公務員と同等の罰則が定められていること。